# 第５期嬉野市農業委員会
# 第２５回定例総会議事録

令和２年８月４日

嬉野市農業委員会

# 第５期嬉野市農業委員会　第２５回定例総会議決一覧

| 議案番号 | 整理番号 | 件名 | 議決日 | 議決結果 |
|---|---|---|---|---|
| 報告第１号 | | 農地等形状変更届出について | | |
| | 1 | 岩屋川内陣野　外２筆　基盤整備 | R2.8.4 | 了　承 |
| 報告第２号 | | 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について | | |
| | 1 | 下宿五本松　農業用施設 | R2.8.4 | 了　承 |
| 報告第３号 | | 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について | | |
| | 1 | 下宿一本松　外６筆　消防署移転建設 | | 保　留 |
| | 2 | 不動山松ノ山　無線基地局新設 | R2.8.4 | 了　承 |
| 報告第４号 | | 農地法第４条の規定による許可の取消願いについて | | |
| | 1 | 岩屋川内岩ノ元　農家住宅 | R2.8.4 | 了　承 |
| 議案第１号 | | 農用地利用集積計画の解約について | | |
| | 1 | 吉田北向　賃借権 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 2 | 吉田北向　賃借権 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 3 | 吉田小ケ倉　外１筆　賃借権 | R2.8.4 | 承　認 |
| 議案第２号 | | 農用地利用集積計画の決定について利用権設定 | | |
| | 塩 1～7 | 五町田今川　外１０筆　賃借権・使用貸借権 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 嬉 1～21 | 下野三本松　外５０筆　賃借権・使用貸借権 | R2.8.4 | 承　認 |
| 議案第３号 | | 農地法第３条の規定による申請の許可について | | |
| | 1 | 岩屋川内平重　外３筆　贈与 | R2.8.4 | 許　可 |
| | 2 | 不動山永渕　外２筆　売買 | R2.8.4 | 許　可 |
| | 3 | 岩屋川内平重　贈与 | R2.8.4 | 許　可 |
| 議案第４号 | | 農地法第４条の規定による申請の承認について | | |
| | 1 | 五町田平山　外２筆　植林 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 2 | 岩屋川内長谷　外１筆　植林 | R2.8.4 | 承　認 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 議案第５号 | | 農地法第５条の規定による申請の承認について | | |
| | 1 | 久間後山　一般住宅 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 2 | 谷所木野　外２筆　資材置場 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 3 | 下宿第七区画整理　一般住宅 | R2.8.4 | 承　認 |
| | 4 | 下宿第七区画整理　一般住宅 | R2.8.4 | 承　認 |
| 議案第６号 | | 嬉野市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について | R2.8.4 | 決　定 |
| 議案第７号 | | 嬉野市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定(案)について | R2.8.4 | 決　定 |

# 第５期嬉野市農業委員会第２５回定例総会議事録

１　招集年月日　　令和　２年　８月　４日

２　招集場所　　嬉野市中央公民館　２階　視聴覚室

３　開会日時　　開会　８月４日　午後１時２９分　議長　川内　利光
　　及び宣告　　閉会　８月４日　午後３時２３分　議長　川内　利光

４　会議の公開の　　非公開
　　可否・理由　　非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第４条第１項の規定による

５　出席及び欠席委員並びに職員

（農業委員）

| 議席番号 | 氏　名 | 出欠 | 備　考 | 議席番号 | 氏　名 | 出欠 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会長 | 川内　利光 | 出 | 議　長 | 7 | 原田　謙次 | 出 | |
| 1 | 池田　博幸 | 出 | | 8 | 峰　正己 | 出 | 事前審査班長 |
| 2 | 馬場みどり | 出 | | 9 | 中島文二郎 | 出 | |
| 3 | 森　和義 | 出 | 議事録署名 | １０ | 杉﨑　順憲 | 出 | |
| 4 | 西田　昭義 | 出 | 議事録署名 | １１ | 山口　安則 | 出 | |
| 5 | 植松　和幸 | 出 | | １２ | 生田　健児 | 出 | 憲章朗読 |
| 6 | 山口智佐代 | 出 | | | | | |

（職員等）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 馬場　敏和 | 主　事 | 永田　良子 |
| 主　事 | 三根　拓己 | 農業政策課主任 | 納富　作男 |

６　議事日程

報告第１号　農地等形状変更届出について
報告第２号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について
報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第４号　農地法第４条の規定による許可の取消願いについて
議案第１号　農用地利用集積計画の解約について
議案第２号　農用地利用集積計画の決定について
議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について
議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について
議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について
議案第６号　嬉野市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について
議案第７号　嬉野市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定（案）について

７　会議の概要　　―　午後１時２９分　開会　―

局　　長　　それでは、定刻になりました。
本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会　　長　　（挨拶等）

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号１２番　生田健児委員にお願いします。
全員、御起立ください。
（当番委員の発声）・・・全員で唱和
御着席ください。

議　　長　　それでは、ただ今から、第５期嬉野市農業委員会第２５回定例総会を開会いたします。本日の議題は、報告５件、議案７件で、審議事項は４７件です。
本日の議事録署名委員は、議席番号３番　森　和義 委員と
４番 西田昭義　委員　を指名します。よろしくお願いします。

＜＜＜

事 務 局　　議案書１ページ、整理番号１番です。
申請人は、上岩屋の　○○○○　様です。
所在地は、大字岩屋川内　陣野　○○○番○　外２筆
地目は３筆とも畑、面積は合計で３，１３３㎡です。
理由は、作業効率アップのための基盤整備　ということです。
隣接は、東は畑、西・南は農道、北は畑　です。
図面は２ページと３ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　ここは陣野地区でお茶が盛んなところで、スクリーンで見て分かるように、かなり勾配があり、作業効率をよくするため手前の石垣を積み勾配を緩くし、乗用機械で作業できるように基盤整備を行うとのことです。

議　　長　　続いて、7月２９日に第５班、第１Ｇｒ　で実施した事前審査の結果について、峰　正己委員、班長として報告をお願いします。

班　　長　　乗用では少し勾配がきついように思われ、問題ないとおもいます。

議　　長　　それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　全員挙手です。よって、農地等形状変更届出について、整理番号１番については、全員了承です。

＜＜＜

地域担当　もともと倉庫が建っておりましたが、解体し、農地と思わずコンクリートを打設してしまったとのことです。周りは側溝を敷設してあり問題ないと思います。

議　長　続いて、事前審査の結果について、峰　正己委員、班長として報告をお願いします。

班　長　特に問題ないと思います。

議　長　それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議　長　無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　長　全員挙手です。よって、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、整理番号１番については、全員了承です。

＜＜＜

議　　長　　整理番号２番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書７ページ、整理番号２番です。

貸付人は、今寺の　○○○○　様、

借受人は、福岡市の　○○○○株式会社　○○○○

センター長　○○○○　様です。

所在地は、大字不動山　松ノ尾　○○○番○　地目は田、

面積は、２１５㎡のうち１２．５㎡です。

用途目的は、無線基地局新設で、

理由は、不動山付近の○○○○不感状況を改善するため、無線基地局を新設するため転用したい　ということです。

隣接が、東は道路、　西は畑、　南は宅地、　北は道路　です。

図面は１０ページと１１ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　この件について、山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　不動山入口から５ｋｍ程あがっていき、近くには高い山が有り、電波がわるいとのことで、問題ないと思います。

議　　長　　続いて、事前審査の結果について、峰 班長、報告をお願いします。

班　　長　　特に問題ないと思います。

議　　長　　それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「異議無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　全員挙手です。よって、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、整理番号２番については、全員了承です。

＜＜＜

ということです。図面は１３ページと１４ページです。以上です。

議　　長　それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　全員挙手です。よって、農地法第４条の規定による許可の取消願い　について、整理番号１番については、全員了承です。

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画の解約について　を議題とします。

お諮りします。整理番号１番と２番の案件については、借受人が同一人となっていますので、一括して審議したいと思います。異議ありませんか。

委　　員　［「異議なし」と呼ぶ者あり］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号１番と２番　について　　事務局の説明を求めます。

事 務 局　議案書１５ページ、整理番号１番です。

貸付人は　峰川原の　○○区自治会代表　○○○○　様、

借受人は　下岩屋３区の　○○○○　様です。

所在地は　大字吉田　北向（きたむき）　○○○番、地目は畑、面積は４，８６７㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は茶です。

整理番号２番です。

貸付人は　峰川原の　○○○○　様、

所在地は　大字吉田　北向（きたむき）　○○○番、地目は畑、面積は４，５３５㎡、

いずれも、期間は令和２年６月１５日から令和７年６月１４日までで、

解約理由は、全体面積の耕作者が数名いたため、解約し新たに作付面積ごとで契約するため　ということです。

農地法第１８条第６項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番と２番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。議案第１号　農用地利用集積計画の解約について、整理番号１番と２番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

議　　長　　それでは、整理番号３番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３番です。

貸付人は　納戸料の　○○○○　様、

借受人は　西吉田の　○○○○　様です。

所在地は、大字吉田　小ケ倉（こけがくら）　○○○番　外１筆、地目はいずれも田、

面積の合計は、３，２８０㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成２６年１２月２８日から令和６年１２月２７日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約　ということです。

農地法第１８条第６項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号３番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。整理番号３番については、原案のとおり承認することに決定しました。

＜＜＜

要件を満たしています。以上です。

議　　長　　それでは、塩田町の分整理番号１番から７番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。塩田町の分　整理番号１番から７番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　利用権設定について塩田町の分　整理番号１番から７番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。
利用権設定嬉野町の分整理番号１番から１９番までと、２１番について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委　　員　［「異議なし」と呼ぶ者あり］

議　　長　異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分　整理番号１番から１９番までと、２１番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課　訂正をお願いします。別添の表２ページ、整理番号６番　上から５番目
１，０２５㎡を１，２０５㎡に、合計の１５，８３８㎡を１６，０１８㎡に
４ページ一番下、嬉野町計５９，３１６㎡を５９，４９６㎡に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。
別添の表２ページから４ページをご覧ください。
利用権設定について嬉野町の分　整理番号１番から１９番までと、２１番についてです。
貸し手人は　下宿の　○○○○　様　外１３名様、
借り手人は　下野の　○○○○　様　外１１名様です。
所在地は、大字下野　三本松　甲○○○番○　外４８筆、
地目は田と畑、面積は田の合計が２４，４１４㎡、
畑が合計で３１，８０２㎡、田畑合計で５６，２１６㎡です。
利用権は賃借権と使用貸借権、期間は３年から１０年で、新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　それでは、嬉野町の分　整理番号１番から１９番までと、２１番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号１番から１９番までと、２１番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。
議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　利用権設定について、嬉野町の分　整理番号１番から１９番までと、２１番については、原案のとおり承認することに決定しました。

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜

議　　長　次に、議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　議案書１６ページ、整理番号１番、贈与による所有権の移転です。
譲渡人は　大野原の　○○○○　様、

譲受人は　同じく大野原の　○○○○　様、
所在地は、大字岩屋川内　平重　○○○番、外３筆　地目は田と畑、
面積は田の合計で１，４２４㎡、畑は１３４㎡、
田畑面積の合計は１，５５８㎡です。
譲渡理由は親子間による生前贈与です。
図面は１７ページから１８ページをご覧ください。以上です。

議　　長　それでは、整理番号１番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　○○さんは５反以上農地を保有していますか。

事 務 局　はい。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　整理番号１番については、原案のとおり許可することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、整理番号３番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は　大野原の　○○○○　様、

譲受人は　同じく大野原の　○○○○　様、

所在地は、大字岩屋川内　平重　○○○番○、地目は畑、面積は２５７㎡。

譲渡理由は農業経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大です。

図面は２１ページから２２ページをご覧ください。以上です。

議　　長　　それでは、整理番号３番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号３番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

整理番号３番については、原案のとおり許可することに決定しました。

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜

議　　長　　次に、議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について　を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書２３ページ、整理番号１番です。

申請人は　南の　○○○○　様、

所在地は、大字五町田　平山　○○○番　外２筆、

地目はすべて畑、面積合計は、７６８㎡です。

農地区分は第２種農地、用途目的は植林です。

事由は、現在休耕地で猪被害があり、耕作が困難であることから、植林として転用したい　ということです。

東は山林、西は里道、南北は山林です。

図面は２４ページと２５ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　永田明男推進委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　現在、梅の木がありますが、切ってもいいということです。周りも山林であり、問題ないと思います。

議　　長　　それでは、峰正己班長、審査結果の報告をお願いします。

班　　長　　周りは山林ばかりで問題ないと思います。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について　整理番号１番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

一般住宅用地　として転用したいということです。
東は原野、　西は里道、　南は田、　北は里道　です。
売買価格は、反当たり２０６，６１２円、全体で１００，０００円です。
図面は２９ページと３０ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　中島文二郎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　申請地が１種農地となっており、当時圃場整備関係でされていたと思われます。
１ｍから１．５ｍを盛土するということです。現地も荒れており、住宅地となれば少しでも地域の活性化となるのではと考えます。

議　　長　峰正己委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　住宅地となれば環境も良くなり問題ないと思います。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。
議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号１番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

処理すると紙面で地区に渡しておられ、問題ないと思います。

議　　長　　峰正己委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　　このまま行けば、耕作放棄地となる恐れがあり、資材置き場と活用してもらうため、問題ないと思います。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号２番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号２番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

事 務 局　　整理番号４番です。
譲渡人は　温泉３区の　〇〇〇〇　様、
譲受人は　井手川内の　〇〇〇〇　様です。
所在地は、大字下宿　第七区画整理　〇〇〇番〇、地目は畑、
面積は、３６３㎡です。
農地区分は第３種農地、用途目的は、一般住宅です。
事由は、住宅建設のため土地を探していたところ、適地が見つかり、永住を目的とした一般住宅用地として転用したい　ということです。
東は道路、　西は畑・宅地、　南は宅地・道路、　北は畑　です。
売買価格は、反当たり３６，２９７，５２０円、
全体で１３，１７６，０００円です。
図面は３５ページと３６ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　先月申請があったところの隣です。区画整理内であり問題ないと思います。

議　　長　　峰正己委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　　問題ないと思います。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号４番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。
議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号４番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

＜＜＜

今年度におきましても、全国農業会議所より、パトロール実施に当たっては、実施期間や調査方法等を明確にした「実施要領」を農業委員会総会において決定して行うよう指導があっておりますので、提案しております。ご審議のほど宜しくお願いします。

議　　長　ただいま事務局から説明がありました。
本案について、質疑はありませんか。
委　　員　〔「無し」と呼ぶ者あり〕
議　　長　質疑なしと認めます。
それではお諮りします。本案については原案のとおり決定することに異議のない委員は挙手をお願いします。
委　　員　〔全員挙手〕
議　　長　全員挙手であります。よって本案は原案のとおり決定することとなりました。

＜＜＜

それではお諮りします。本案については原案のとおり決定することに異議のない委員は挙手をお願いします。

委　　員　　〔全員挙手〕

議　　長　　全員挙手であります。よって本案は原案のとおり決定することとなりました。

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜

議　　長　　以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　それでは、会議を閉じます。

第５期嬉野市農業委員会第２５回定例総会を閉会します。

（　午後　３　時　１５　分　閉会　）